



令和 8 年 3 月 23 日
内閣府（防災担当）
普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当

災害対策基本法に基づく被災者援護協力団体の登録について

被災地への支援実績を有する NPO・ボランティア団体等が、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、令和 7 年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設しました。

内閣府では、被災者援護協力団体の申請のあった 3 団体を令和 8 年 3 月 13 日付けで新たに登録することとしました。これにより、登録団体の数は合計 22 団体となりました。引き続き申請いただいている団体も審査を行い、登録を進めてまいります。

今後、登録された団体の活動実績等の情報につきましては自治体等と共有することなどを通じて、平時から登録団体と地方公共団体等との間の「顔の見える」関係づくりを目指します。

問合せ先：内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付
参事官補佐 澤 邦之、井口 歩実
TEL：03-5797-7924
E-mail：kuniyuki.sawa.t9c@cao.go.jp

被災者援護協力団体登録申請団体（R8.3月登録分）

新規登録

団体名	登録団体の住所	代表者氏名	被災者援護協力業務の種類（*）	
			活動地域	
認定特定非営利活動法人 難民を助ける会（通称AAR Japan）	東京都品川区上大崎2-12-2 ミズホビル7階	堀江 良彰	②、③、④、⑤、⑦（外国人・障がい者等の要配慮者支援、被災福祉施設の復旧支援、被災者の交流支援）	
			全国	
一般社団法人 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会	東京都渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター内	舘脇 千春	⑤	
			全国	
認定特定非営利活動法人 カタリバ	東京都中野区中野5丁目15-2	今村 久美	⑤子どもの支援活動（子どもの心のケア、居場所の運営等）、子育て家庭支援（給付金）	
			全国	

（*）被災者援護協力業務の種類（災害対策基本法第33条の2第1項）

- ①避難所の運営
- ②炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- ③被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ④被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去
- ⑤被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言
- ⑥ボランティア受入れの実施に係る連絡調整
- ⑦その他被災者の援護を図るために必要な協力業務